



諏訪広域連合

広報すわこういき

●岡谷市●諏訪市●茅野市●下諏訪町●富士見町●原村

～ ひびきあい みらいへ諏訪の 輪はひとつ ～

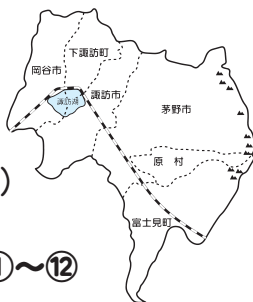
Vol. 51

2010年12月号

主な内容

- ・表紙（大規模救急救助訓練）
- ・平成21年度決算状況
- ・お知らせ（消防・介護・小児夜間）
- ・広域トピックス

★別冊『介護保険10年のあゆみ』①～⑫



- ・圏域市町村：3市2町1村
- ・圏域人口：205,638人
- ・圏域面積：715.41km²
(平成22年10月1日現在)

諏訪広域消防大規模救急救助訓練



諏訪広域消防では、大規模な救急救助が必要な災害に備え、6市町村各署・警察・病院等が協力・連携して迅速に救助活動が行えるよう、毎年大規模救急救助訓練を行っています。

写真は、10月25日に富士見町を会場に行った訓練の様子です。暴走した車により多数の負傷者が出た想定で、車の下敷きになった負傷者の救出、跳ね飛ばされた人々のケガの程度に合わせた処置など、緊張感の中、本番さながらの訓練でした。



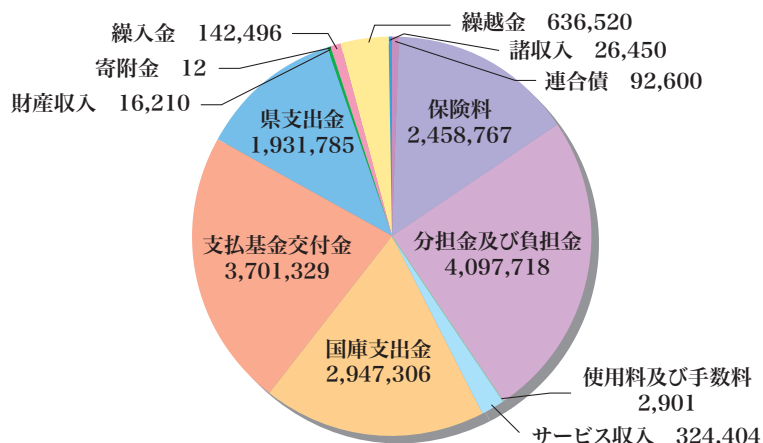
諏訪広域連合 平成21年度決算状況と主な事業

平成21年度の諏訪広域連合決算については、一般会計歳入1億916万8千93円、歳出1億555万7千899円で差引残額361万4千94円となりました。また特別会計は、5会計総額で歳入1億868万1千418円、歳

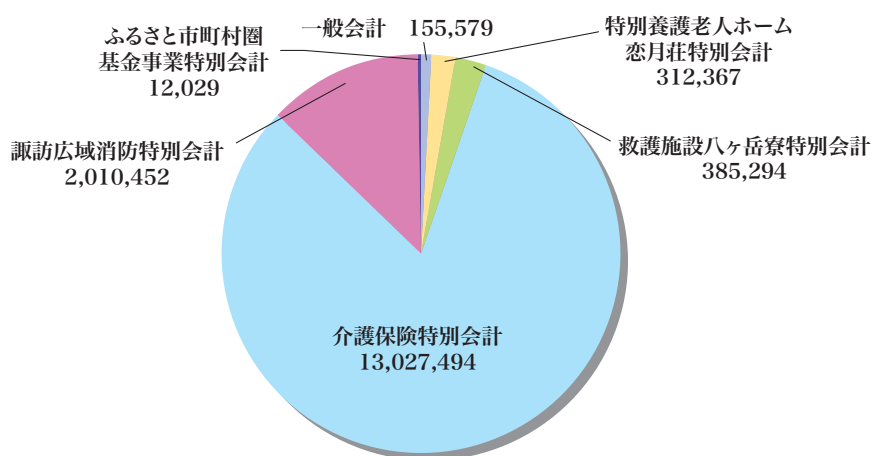
出1億574万7千633円となり、差引残額4億391万7千785円となりました。この決算報告は広域連合議会9月定例会において認定されました。内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

歳入総計 163億7,849万7千円



歳出総計 159億321万5千円



予算の主な執行状況

●四捨五入してあるため、数値が一致しない箇所があります

(単位:千円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	予算執行した主な事業
一 般 会 計	191,683	155,579	・病院群輪番制病院運営事業補助金 32,870 ・諏訪地区小児夜間急病センター事業費 6,593 ・社会福祉法人等による減免事業補助金 5,635
特 別 会 計	16,186,814	15,747,636	
特別養護老人ホーム 恋月荘	399,621	312,367	・給食材料購入費、介護用品費等 37,523 ・調理業務委託料 18,837
救護施設ハヶ岳寮	411,958	385,294	・入所者給食材料購入費 48,342 ・施設利用者健診料他 2,916
介護保険	13,135,750	13,027,494	・施設介護サービス給付費 4,922,776 ・居宅介護サービス給付費 4,748,943 ・地域密着型介護サービス給付費 665,872 ・居宅介護サービス計画給付費 521,483 ・介護予防サービス給付費 472,077 ・特定入所者介護サービス費 449,045
諏訪広域消防	2,217,717	2,010,452	・救助工作車Ⅲ型購入費 (岡谷消防署) 125,475 ・災害対応特殊救急自動車購入費 (岡谷消防署) 28,750 ・高規格救急車購入費 (茅野消防署) 27,235
ふるさと市町村圏 基金事業	21,769	12,029	・エルシーブイFM広報委託料、HP更新委託料 5,084 ・災害時医療ホットライン (衛星携帯電話) 購入費 4,383
合 計	16,378,497	15,903,215	

住宅用火災警報器を設置しましょう

諏訪地域の設置率 57・4%

諏訪広域消防本部では、平成22年6月1日を基準日として、諏訪地域の設置率調査を行いました。

全国の推計普及率は58・4%、長野県では61・1%、諏訪地域では57・4%という結果が公表されています。

住宅用火災警報器の早期普及は、住宅防火対策の「切り札」として、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要です。消防機関に限らず、あらゆる機関が総力をあげて取り組む必要があります。

諏訪地域6市町村の関係部局、自主防災組織、婦人防火クラブ等のご尽力によ

り、全世帯に設置されている地区もありますが、まだまだ充分とは言えません。まだ設置していないご家庭はできるだけ速やかに設置し、「早期発見・早期対応」で万が一の火災から大切な生命や財産を守りましょう。



推進シンボルキャラクター
住計器消太

介護保険課からのお知らせ

高齢者等実態調査にご協力をお願いいたします

この調査は、3年毎に見直しを行っている介護保険事業計画（平成24年度から26年度までの3年間に、どんな介護サービスが必要となるか、介護保険料はいくらにしなければならいかなどを決めます）を作成するための、基礎資料となる大切な調査です。

12月に、対象となる方へ調査票をお送りする予定です。回答へのご協力をお願いいたします。

【調査対象者】①要介護・要支援に認定され、居宅で生活している方（全員）

②要介護・要支援に認定されていない高齢者の方（無作為抽出）

【調査期間】平成22年12月下旬～平成23年1月下旬（予定）

お子さんが夜間に急病になったときの外来専門の医療機関

諏訪地区小児夜間急病センター

諏訪広域連合では、初期の小児救急医療体制を整備するため、一次救急（入院や手術を必要としない軽症患者に対する救急医療）を担う「諏訪地区小児夜間急病センター」を開設しています。

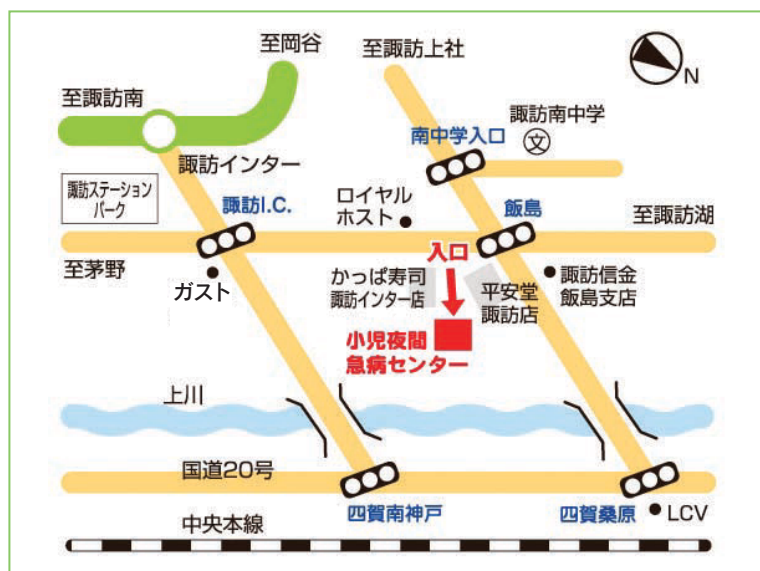
これは、二次救急（入院治療を必要とする救急医療）を担当する救急病院（諏訪地域では市立岡谷病院・諏訪赤十字病院・諏訪中央病院）との機能分担を確立し、連携をはかることで、小児救急医療体制を確保していくものです。

小児夜間急病センターでの受診対象は、中学生以下となっています。受診の際は、まず電話連絡で症状をお伝えいただき、来院してください。

【診療について】

診 療 日	毎 日（年中無休）
診 療 時 間	午後7時～午後9時 （受付時間：午後6時30分～午後9時）
診 療 科 目	小児科 ※ただしケガは除きます
受 診 対 象	中学生以下
連 絡 先	TEL(0266)54-4699 fax54-4690
所 在 地	〒392-0012 諏訪市四賀2299-1 ※平安堂諏訪店駐車場の奥です

【地 図】



広域 トピックス

恋月荘

よいさーよいさー！

～恋月荘御柱祭～

9月22日、特別養護老人ホーム恋月荘で「御柱祭」を行いました。

入所者のみなさんは法被姿でおんべを持って、お祭りムードいっぱいの会場に勢ぞろいしました。

本宮の御柱祭同様、綱渡りの式を執り行い、その後、恋月荘の駐車場を入所者・関係者・ご家族・職員で賑やかに曳行しました。木遣り保存会の方々の木遣りや、ラッパ隊のみなさんの演奏に合わせて「よいさー

よいさー」と掛け声をかけ、元気におんべを振りましました。休憩時間には、順番にめどてこの付け根に乗って、記念撮影を行いました。また、元気のいい若手職員によるダンスパフォーマンスも披露され、会場は大いに盛り上がりしました。

クライマックスの建て御柱では、突然のにわか雨により入所者のみなさんは急いで屋根の下に移動しましたが、玄関前の植え込みの真ん中に立派な御柱が立つと、参加者全員大きな拍手で喜び合いました。恋月荘一丸となった、とても素晴らしい御柱祭でした。



力を合わせてよいさーよいさー



無事に曳行が終わり記念撮影

八ヶ岳寮

おいしい秋の実りが採れました

～八ヶ岳寮収穫祭～

9月16日、救護施設八ヶ岳寮において、恒例の収穫祭を行いました。利用者のみなさんが自ら育てた野菜を、長野県福祉大学校の生徒さん達と一緒に収穫しました。

男性利用者（りんどう棟）のみなさんは、寮の畑で丹精込めて育てたとうもろこしと枝豆を収穫し、女性利用者（すずらん棟）のみなさんは、体育館にブルーシートを広げ、すでに収穫の済んだニンニクの皮むきを行いました。

利用者のみなさんは、生徒さん達と一緒に丁寧になにくの皮をむいて袋に集めたり、とうもろこしの皮のむき方を、談笑し

ながら教えたりしていました。そして、つやつやした美味しそうなとうもろこしの山を見ながら、この夏の猛暑にも負けず豊作だったことを喜びあっていました。

収穫した野菜はさつそく昼食でいただきました。利用者のみなさん、生徒さん、職員、みんなで秋の恵みを味わいながら楽しいひと時を過ごしました。



山盛りのとうもろこしが採れました



ひとつひとつ丁寧にににくの皮をむきました

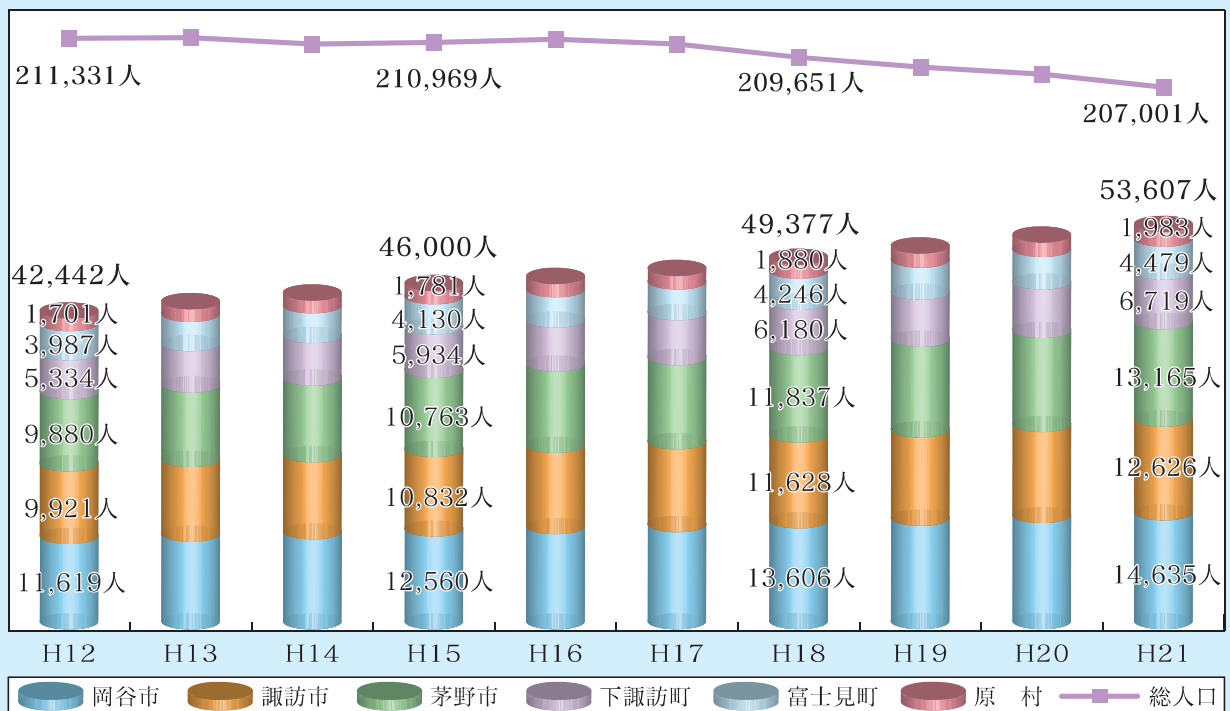
介護保険10年のあゆみ

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから10年が経過しました。この機会にもう一度制度の理念について再確認するとともに、諏訪圏域の高齢化、要介護認定者数、介護サービスの利用状況とそれに伴う保険料額の推移などについて、この10年を振り返ってみましょう。



1 高齢化が進む諏訪圏域

1 - ① 諏訪圏域の総人口と市町村別高齢者数の推移



諏訪圏域の総人口は、平成17年度までほぼ横ばいでしたが、平成18年度から減少傾向となっています。一方65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、いわゆる団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれ）の方が今後高齢者になることや少子化などにより、これからも総人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれます。

◎平成12年度と平成21年度との比較

市町村別高齢者人口の増加率と増加人数（諏訪圏域全体 1.3倍、11,165人増）

岡 谷 市 1.3倍（3,016人増）	諏 訪 市 1.3倍（2,705人増）	茅 野 市 1.3倍（3,285人増）
下諏訪町 1.3倍（1,385人増）	富士見町 1.1倍（ 492人増）	原 村 1.2倍（ 282人増）

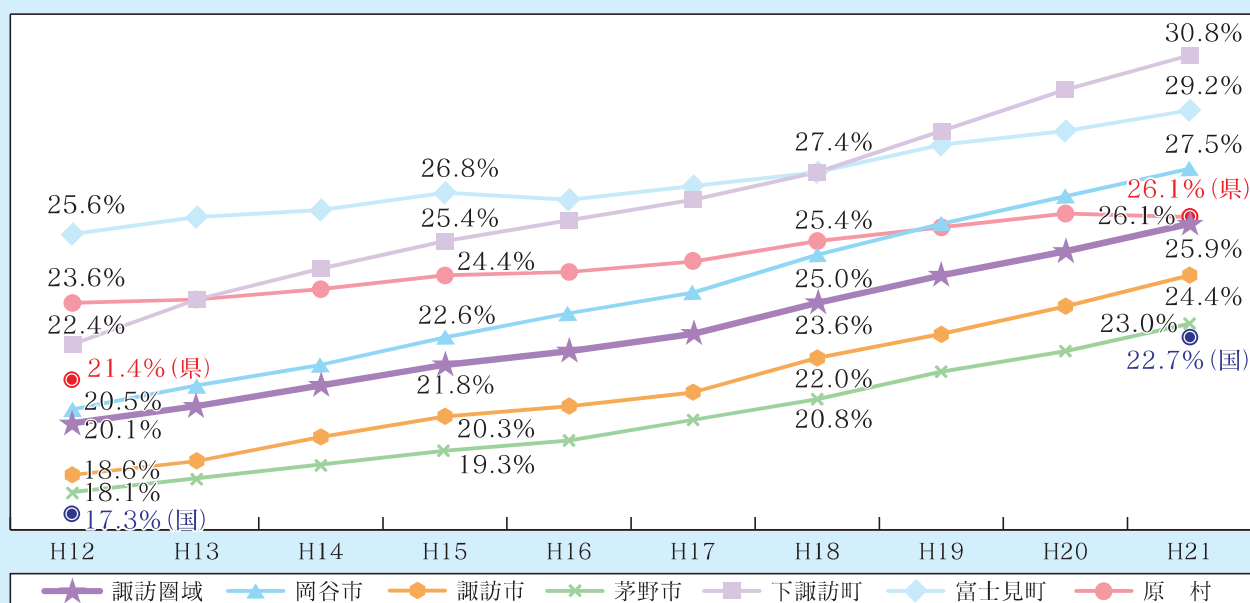
※諏訪圏域の総人口の増加率等 ▲2.0%（4,330人減）

目 次

グラフで見る10年の推移・・・P1～5
 介護保険制度導入の背景とその目的・・・P6
 介護保険制度の沿革・・・P7
 保険料と給付のしくみ・・・P8

利用できるサービス一覧・・・P9
 お問い合わせ先一覧・・・P10
 要介護認定者と認知症・・・P11
 認知症の知識と相談先・・・P12

1 - ② 市町村別高齢化率の推移



◎平成12年度と平成21年度との比較

市町村別高齢化率の増加率 (諏訪圏域全体 **5.8%**)

岡 谷 市	7.0%	諏 訪 市	5.8%	茅 野 市	4.9%	長 野 県	4.7%
下諏訪町	8.4%	富士見町	3.6%	原 村	2.5%	国	5.4%



1 - ③ 市町村別人口の推移



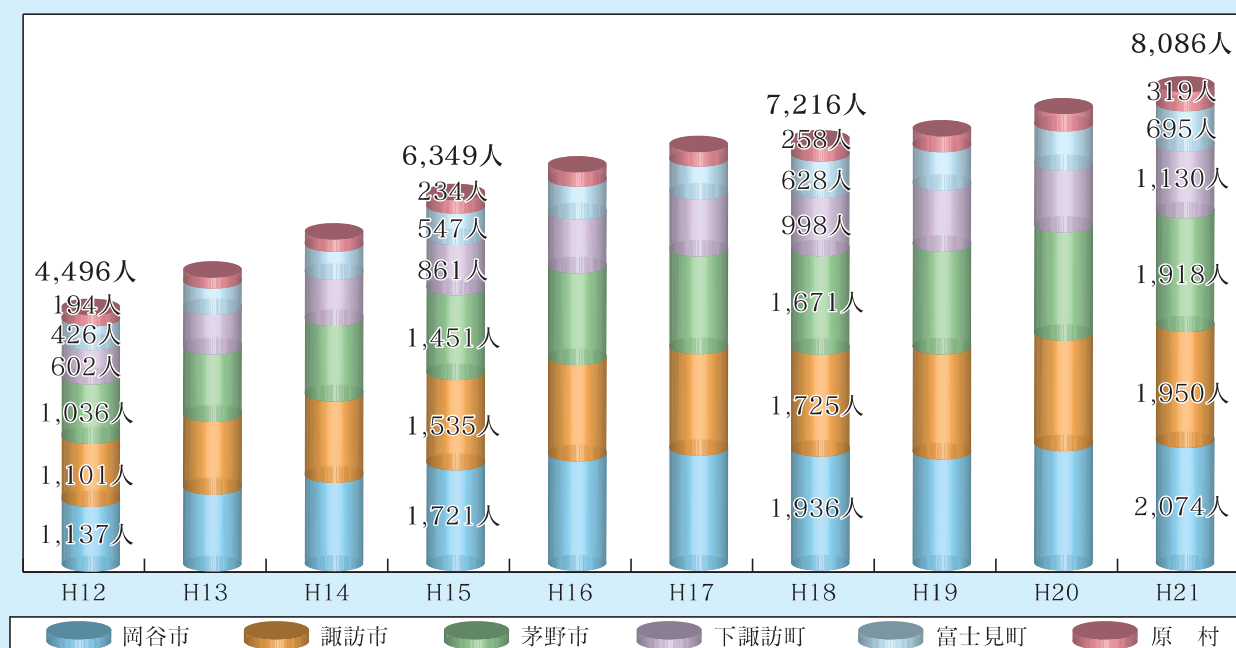
◎平成12年度と平成21年度との比較

市町村別人口の増加率と増加人数 (諏訪圏域全体 **▲2.0%** (4,330人減))

岡 谷 市	▲6.2% (3,523人減)	諏 訪 市	▲3.1% (1,672人減)	茅 野 市	4.8% (2,624人増)
下諏訪町	▲8.1% (1,935人減)	富士見町	▲1.4% (219人減)	原 村	5.5% (395人増)

2 要介護認定者の推移 (注) 第2号被保険者(40歳～64歳)を含みます。

2 - ① 市町村別認定者数の推移



◎平成12年度と平成21年度との比較

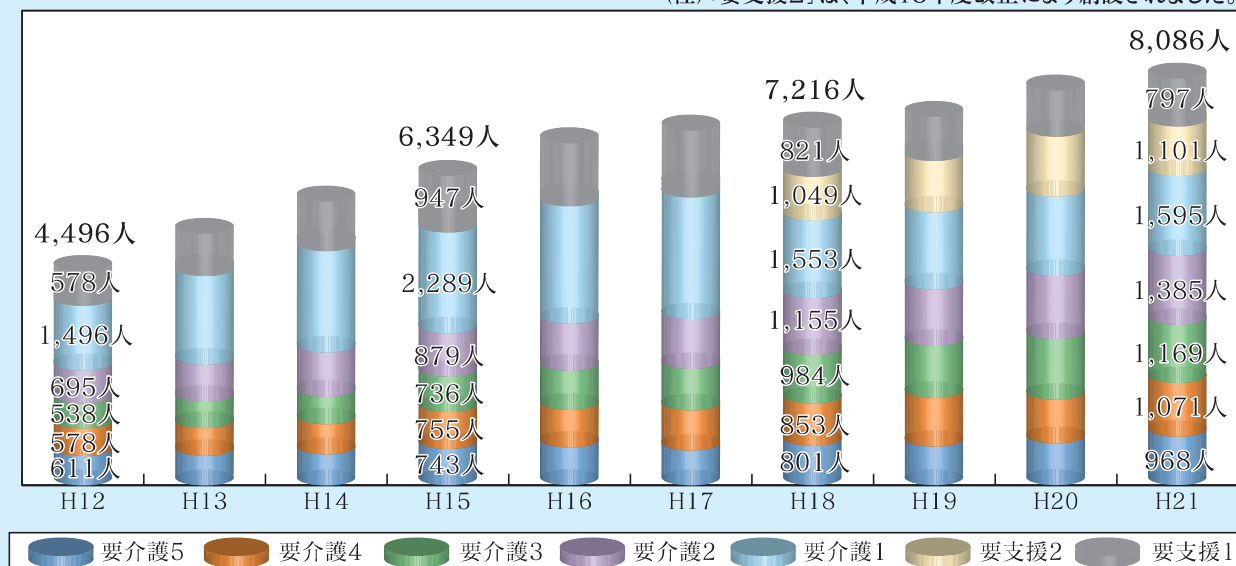
市町村別認定者数の増加率と増加人数 (諏訪圏域全体 **1.8倍** (3,590人増))

岡 谷 市	1.8倍 (937人増)	諏 訪 市	1.8倍 (849人増)	茅 野 市	1.9倍 (882人増)
下諏訪町	1.9倍 (528人増)	富士見町	1.6倍 (269人増)	原 村	1.6倍 (125人増)

高齢者人口の増加率に比較して約**3倍**の伸び率となっており、介護の社会化の進展や介護サービス基盤整備の促進等で、より多くの方から介護保険サービスが利用されるようになってきています。

2 - ② 諏訪圏域全体の介護度別要介護認定者数の推移

(注)「要支援2」は、平成18年度改正により創設されました。



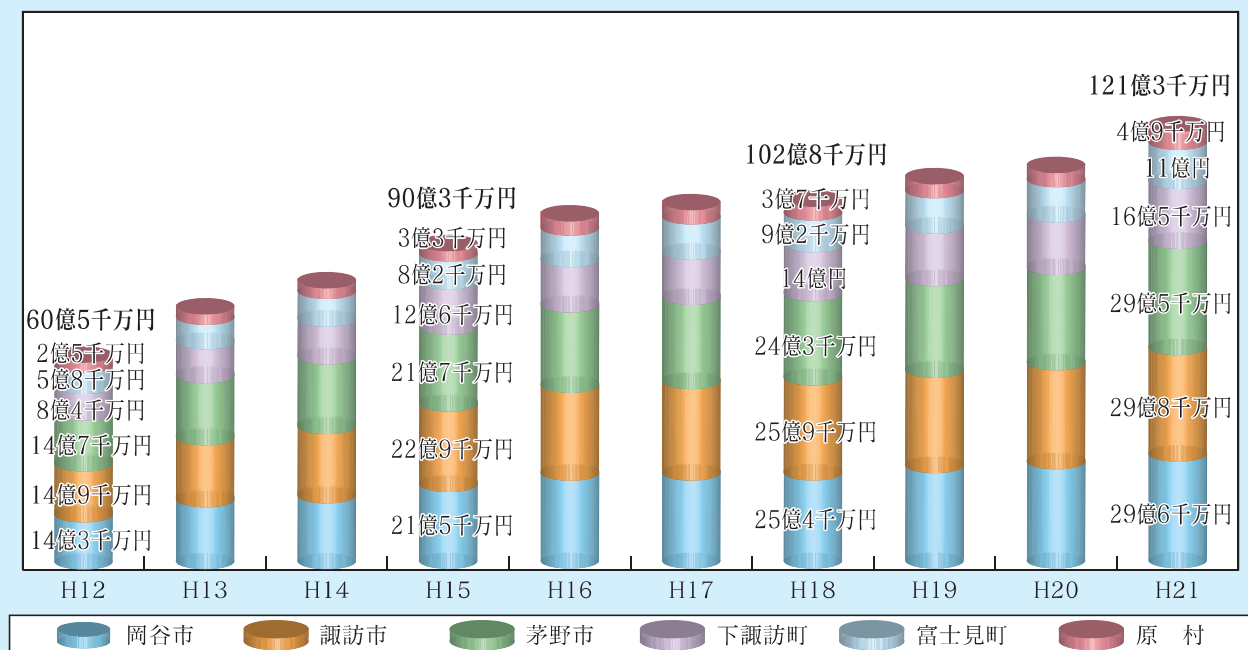
◎平成12年度と平成21年度との比較

介護度別増加率 (要介護認定者全体 **1.80倍**)

要支援1から要介護1までの軽度者は**1.68倍**、要介護2と要介護3の中度者計は**2.07倍**、要介護4と要介護5の重度者は**1.71倍**の増加となっており、重度化が徐々に進んできています。

3 給付費の推移 (注) 平成12年度は、給付対象月数が11カ月となっています。

3 - ① 市町村別保険給付費の推移



◎平成12年度と平成21年度との比較

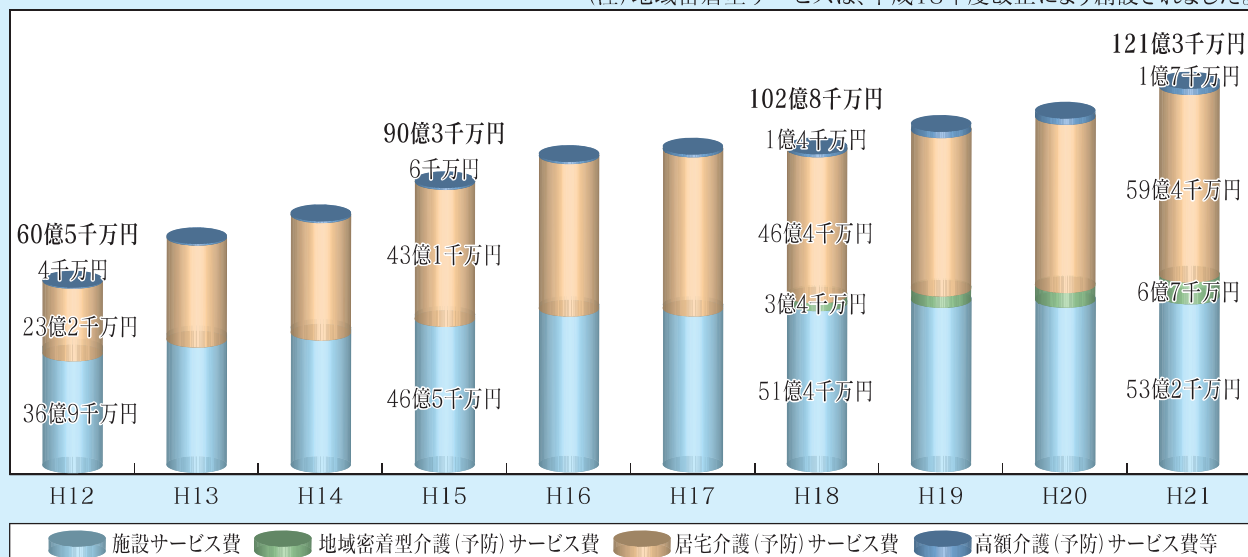
市町村別保険給付費の増加率 (諏訪圏域全体 **2.0倍**)

岡 谷 市	2.1倍	諏 訪 市	2.0倍	茅 野 市	2.0倍
下諏訪町	2.0倍	富士見町	1.9倍	原 村	2.0倍



3 - ② サービス別保険給付費の推移

(注) 地域密着型サービスは、平成18年度改正により創設されました。



要介護認定者の増加に伴い、保険給付費も増加しています。平成21年度には121億円を超えスタート時のほぼ倍となっており、サービス利用者も増加しています。高齢化が進むことで今後も給付費の増加が予想されます。

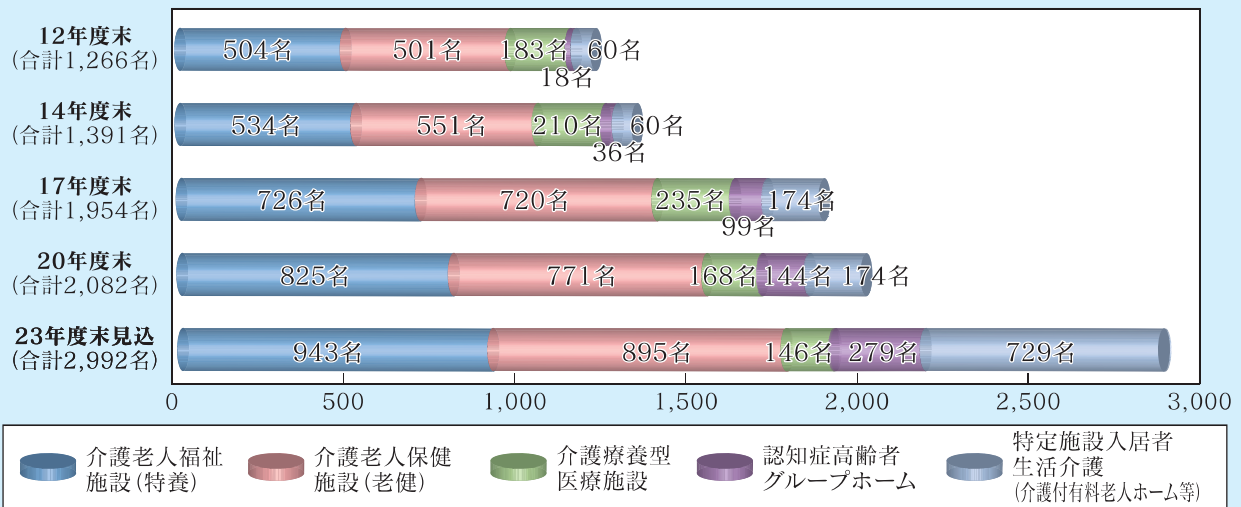
◎平成12年度(地域密着型サービスは平成18年度)と平成21年度の比較

サービス別増加率 (サービス全体 **2.0倍**)

居宅サービス	2.6倍	施設サービス	1.4倍	地域密着型サービス	1.9倍
--------	-------------	--------	-------------	-----------	-------------

4 介護保険の施設等整備の経過

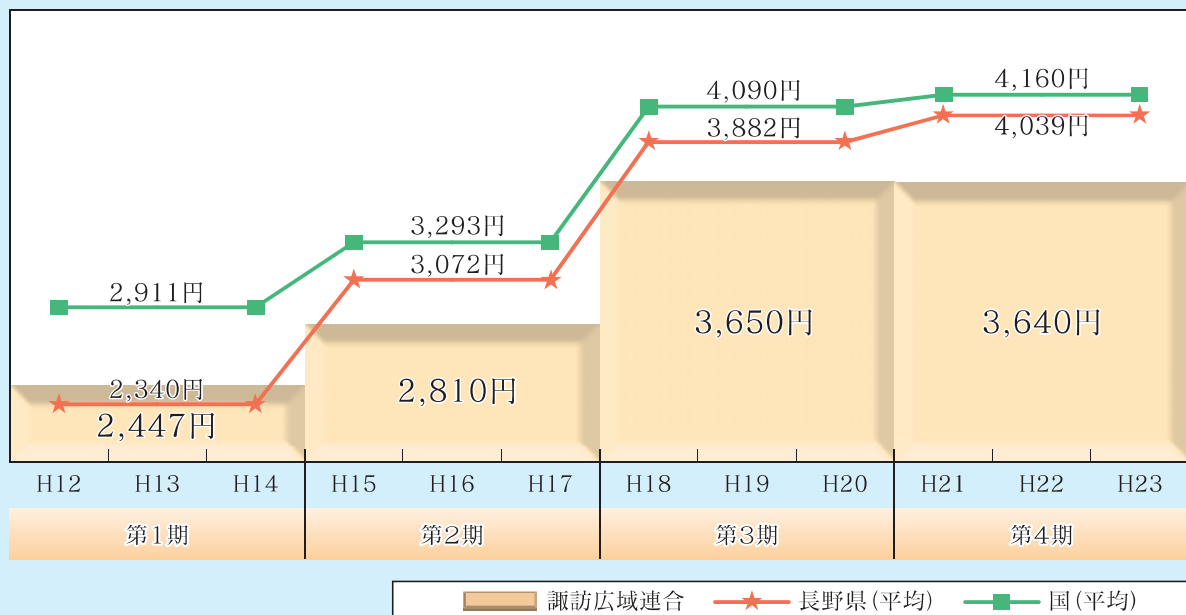
介護保険施設等定員数の推移



各施設における平成12年度末と平成23年度末見込の比較では、介護老人福祉施設（特養）で**1.9倍**、介護老人保健施設（老健）で**1.8倍**、認知症高齢者グループホームで**15.5倍**、特定施設入居者生活介護で**12.2倍**となっています。第4期介護保険事業計画（平成21年度から平成23年度）では、介護老人福祉施設（特養）入所希望者への対応と、今後さらに施設入所希望や住み替えニーズが高まることを見込み、湖周と岳麓の地域バランスを図りながら平成24年度以降の整備分を前倒した整備を進めています。

5 介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)の推移 (注) 第1期の保険料は、6市町村の加重平均額

介護保険料(基準額)の推移



平成12年度から平成14年度の第1期は、6市町村が保険者となり、保険料の設定・徴収を行っていましたが、平成15年度以降の第2期からは、諏訪広域連合が保険者となり、3年ごとに保険料の設定を行っています。

給付費の増加に伴い、その財源の一部となる保険料は、第2期、第3期では上昇してきていますが、第4期では、これまでに積み立てた基金を可能な限り繰り入れしたことなどにより、保険料（基準額）を第3期とほぼ同額に抑えることができました。

しかし、平成24年度から平成26年度の第5期では、第4期のような基金繰り入れ等による抑制措置が見込めないため、保険料が上昇することが予想されます。

介護保険制度導入の背景とその目的

「家族介護」から「介護の社会化」へ

介護保険制度導入の背景は、世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進行する我が国において、寝たきりの高齢者などが急速に増大することが見込まれる一方で、核家族化の進行等により家族の介護機能が低下し、高齢期の介護が家族にとって身体的、精神的に大きな負担となってきたことがあげられます。

また、制度導入前の我が国の高齢者に対する介護サービスは、行政側がサービスの対象者や内容を定める、いわゆる「措置」に基づくサービス提供のため、その性格上や予算の制約などからこれ以上の拡充は困難なうえ、老人医療においては、「社会的入院」等による医療費の増大が大きな課題となっていました。

これらの状況を踏まえ、介護に対する「不安」や「負担」の増大といった問題は、個人や家族だけのものではなく、社会的な問題と捉え、国民皆で高齢者の介護の問題を支える仕組みとして平成12年4月から介護保険制度が施行されました。

その目的は、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険方式を導入し、「加齢による疾病等により、入浴、排泄、食事などで介護を要する状態となった場合においても、尊厳を保ちつつ、能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、その必要なサービスに係る給付を行うこと」にあります。



《介護保険5つの基本理念》

- 一、要介護状態の軽減・予防重視（保有する心身能力の活用支援）
- 一、家庭における自立した日常生活の重視
- 一、被保険者の自由な選択に資する総合的・効率的なサービスの提供
- 一、民間活力の積極的導入
- 一、医療との十分な連携

介護保険制度の沿革

1 平成9年12月

「介護保険法」が成立し、介護保険制度は平成12年4月からスタートしました。

2 平成12年度から平成14年度（第1期）

制度をスムーズに軌道に乗せ、広く住民に普及していくことが国・保険者の大きな課題でした。諏訪圏域では6市町村がそれぞれ保険者となり、これまでの高齢者保健福祉計画を大幅に見直すとともに、介護保険事業計画を策定し、高齢者のための各種施策を展開しました。

3 平成15年度から平成17年度（第2期）

①諏訪広域内の住民が同じ負担で同じ水準のサービスを利用できる。②財政基盤の拡大による安定した保険運営。③事務処理の効率化による経費節減など多くのメリットがあることから、第2期からは諏訪広域連合が保険者となり介護保険事業の運営を開始しました。

4 平成18年度から平成20年度（第3期）

制度開始から5年が経過したことから、これまでの検証とともに、将来展望に基づく新たな課題に対応するため、平成17年7月に制度そのものの見直しがされ「改正介護保険法」のもと、平成18年度から第3期介護保険事業がスタートしました。

改正の主な内容

1. 要介護者の増加（特に軽度者）に鑑み、介護予防を推進するため、「新予防給付（要支援1,要支援2の方が対象）」や「地域支援事業」を創設
2. 在宅と施設の利用者負担の公平性などのために、介護保険施設等における居住費と食費の自己負担化（ただし、低所得者には負担軽減を図る観点から補足給付を創設。）
3. ひとり暮らし高齢者等や認知症高齢者の増加に対応するため、地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護など）を創設
4. サービスの質の確保を図るため、全ての介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け、更に事業者指定の更新制（6年ごと）を導入

5 平成21年度から平成23年度（第4期）

介護職員などの不足や処遇を改善するため、介護報酬の改定（平均3%アップ）が行われたほか、今後ますます増加するひとり暮らし高齢者等や認知症高齢者への対応として、地域支援事業などの強化や、将来（第5期事業計画以降）を見据えた介護施設などの緊急整備に取り組んでいます。

▶ 今年度、介護保険制度がスタートして10年が経過したことになりましたが、サービス利用者の倍増とそれを支える社会資源の目覚ましい整備もあり、今や要介護高齢者とその家族の日常生活の安心にとって介護保険はなくてはならない制度として定着し、制度当初の大きな目標であった「介護の社会化」は確実に進んできたと言えます。

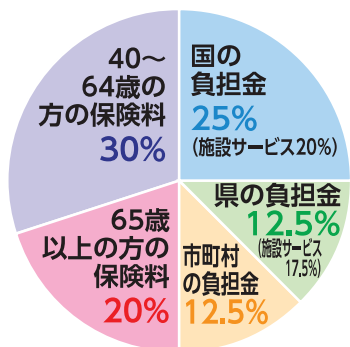
来年4月からは、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画の策定が始まります。現在、この制度が将来にわたり健全に維持されていくための、更なる制度改正に向けて、以下の課題を中心に国の専門機関（有識者などで構成する社会保障審議会）で検討が行われています。

これからの主な課題

- ①1号保険料・2号保険料・公費負担割合等、財源のあり方をどう考えるか。
- ②低所得者への配慮のあり方をどう考えるか。（施設入所者等への食費・居住費の軽減の考え方など）
- ③増加する認知症高齢者への支援体制をどのように充実強化するか。
- ④今後の介護保険施設の機能やあり方をどう考えるか。（現行どおりユニット型個室を推進すべきか、多床室の整備も考慮すべきか。老人保健施設の長期入所化の解消）
- ⑤在宅サービスのあり方をどう考えるか。（介護・医療・看護の連携・強化の方策）
- ⑥地域包括支援センターの機能強化をどう図るか。
- ⑦更なる介護人材の確保と処遇の改善をどのように進めるか。

保険料と給付のしくみ

☆ 介護保険の費用負担割合



☆ 65歳以上の方の介護保険料の基本的な決まり方

$$\text{介護保険給付にかかる費用等} \times \text{65歳以上の方の負担分(20\%)} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{基準額}$$

▶ 65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、所得等に応じて段階別に設定されます。諏訪広域連合においては、現在10段階に設定されています。

④ 40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。（医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納付します。）

☆ 介護保険のサービスを受けるまで

▶ 介護保険サービスを利用するためには、「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。お住まいの市町村窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるか決められます。

1 申請

申請（各市町村窓口）

▶ 介護や支援が必要となったら、市町村の介護保険担当窓口で、「要介護・要支援認定」の申請をします。

2 調査

認定調査（市町村）

▶ 市町村の調査員が訪問して心身の状況や日常生活の能力などについて調査を行います。

3 判定

一次判定（コンピュータ判定）

主治医意見書

▶ 調査結果をコンピュータ分析し、要介護状態を導き出します。
▶ 主治医から介護を必要とする疾患等についての記載を受けます。

二次判定（介護認定審査会）

▶ 介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家で構成）で、調査結果と医師の意見書などにより介護度を審査します。

4 結果

認定結果通知

サービス計画の作成

サービス利用

介護（介護予防）サービス支給限度額

5 サービス計画の作成

介護サービス計画（要介護予防サービス）の作成をサービス利用者に依頼します。

非該当

市町村が行う介護予防サービス（地域支援事業）

▶ 介護保険の対象者になりませんが、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人を対象とするサービスです。

介護保険のサービスは利用できません

要支援 1

介護保険の介護予防サービス（介護予防給付）

▶ 介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人が受けるサービスです。

49,700円／1か月

要支援 2

104,000円／1か月

要介護 1

介護保険の介護サービス（介護給付）

▶ 日常生活で介助を必要とする度合いの高い人が生活の維持・改善を図るために受ける様々な介護サービスです。

165,800円／1か月

要介護 2

194,800円／1か月

要介護 3

267,500円／1か月

要介護 4

306,000円／1か月

要介護 5

358,300円／1か月

6 サービス利用

※ 介護保険のサービスを利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は介護保険から給付されます。

利用できるサービス一覧

在宅サービス		サービス内容 ↓	利用できる方→		介護予防サービス	介護サービス
					要支援1	要支援2 要介護1~5
訪問	訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護や、調理・洗濯等の生活援助を行うサービスです。			○	○
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介助を行うサービスです。			○	○
	訪問看護	看護師や保健師などが家庭を訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。			○	○
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。			○	○
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養の管理、指導を行うサービスです。			○	○
通所	通所介護	デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどを受けるサービスです。			○	○
	通所リハビリテーション	医療施設や介護老人保健施設などに通い、入浴や食事の提供、理学療法士や作業療法士による機能訓練などを受けるサービスです。			○	○
短期入所	短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、日常生活の介護や機能訓練などを受けるサービスです。			○	○
	短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、介護・医療・機能訓練などを受けるサービスです。			○	○
自宅	福祉用具貸与	日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で日常生活の自立を助ける福祉用具が借りられます。※要支援1・2、要介護1の方は利用できる品目が制限される場合があります。			○	○
	福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合は、その購入にかかった費用の9割相当額が支給されます。購入の上限額は1年間に10万円です。			○	○
	住宅改修費の支給	介護のため住宅を改修した場合、その改修にかかった費用の9割相当額が住宅改修費として支給されます。改修の上限額は原則として20万円です。※事前申請が必要です。			○	○
有料老人ホーム等	特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。			○	○

地域密着型サービス		サービス内容 ↓	利用できる方→		介護予防サービス	介護サービス
					要支援1	要支援2 要介護1~5
認知症対応型通所介護		認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。			○	○
小規模多機能型居宅介護		通いを中心に、利用者の状況や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴や排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けるサービスです。			○	○
認知症対応型共同生活介護		認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練などを受けるサービスです。			×	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所している方が、入浴や排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けるサービスです。			×	×

施設サービス		サービス内容 ↓	利用できる方→		介護予防サービス	介護サービス
					要支援1	要支援2 要介護1~5
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		常に介護が必要で、自宅では適切な介護を受けることが困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理など必要な介護サービスが受けられます。			×	×
介護老人保健施設		病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。医療管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。			×	×
介護療養型医療施設		急性期の治療が終わり、長期間にわたる療養や介護が必要な方のための医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。			×	×

お問い合わせ先一覧



●介護保険のサービス・介護保険料等 についてのお問い合わせ

市町村名	担当部署	住 所	電話番号	FAX
諏訪広域連合	介護保険課	〒391-8501 茅野市塚原2-6-1 茅野市役所内	82-8161 (直通)	71-2071
岡 谷 市	介護福祉課 介護保険担当	〒394-8510 岡谷市幸町8-1	23-4811 (内線1281~1285)	21-1101
諏 訪 市	高齢者福祉課 介護保険係	〒392-8511 諏訪市高島1-22-30	52-4141 (内線293・294)	53-6073
茅 野 市	地域福祉推進課 高齢者・介護保険係	〒391-8501 茅野市塚原2-6-1	72-2101 (内線334~336)	73-0391
下 諏 訪 町	健康福祉課 高齢者係	〒393-8501 下諏訪町4613-8	27-1111 (内線234~237)	27-1676
富 士 見 町	住民福祉課 介護高齢者係	〒399-0292 富士見町落合10777	62-9133 (直通)	62-5228
原 村	保健福祉課 健康づくり係	〒391-0104 原村6649-3 原村地域福祉センター内	79-7703 (直通)	79-7093
	住民財務課 税務係 (保険料のお問い合わせ先)	〒391-0192 原村6549-1	79-2111 (内線111)	79-5504

●介護予防、高齢者の介護や福祉・保健等についてのお問い合わせ

認知症や虐待、閉じこもり等、高齢者に関する心配ごとや気になることがございましたらお気軽にご相談ください。

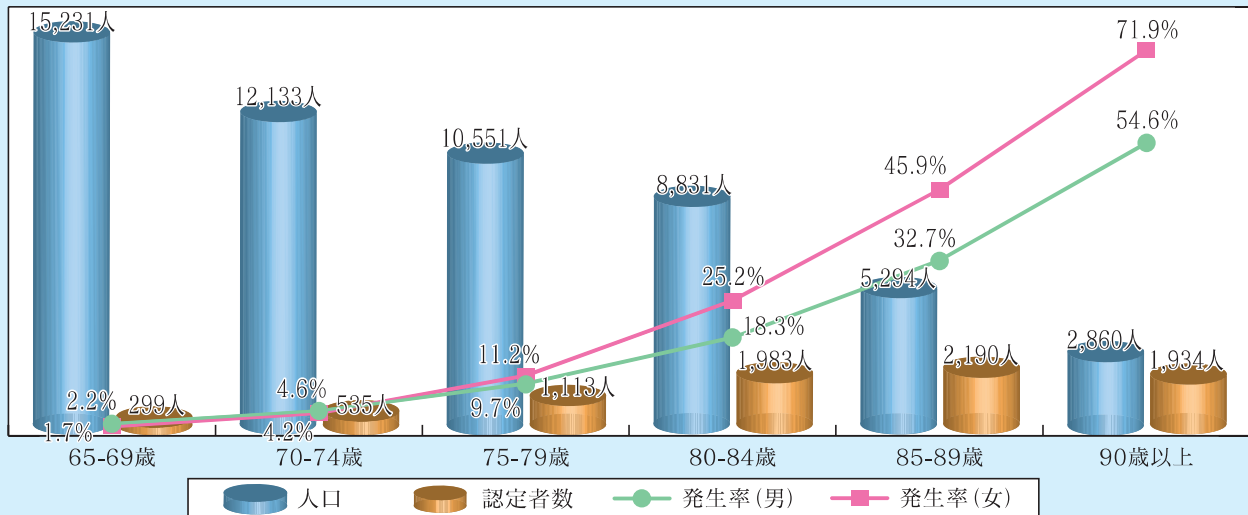
事業者名	住 所	電話番号	FAX
岡谷市地域包括支援センター	〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所介護福祉課内	23-2336	21-1101
諏訪市地域包括支援センター	〒392-8511 諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所高齢者福祉課内	52-4141 (内線291・292)	53-6073
茅野市東部保健福祉サービスセンター (豊平・玉川・泉野地区)	〒391-0011 茅野市玉川4300	82-0026	82-0027
茅野市西部保健福祉サービスセンター (宮川・金沢地区)	〒391-0013 茅野市宮川3975	82-0073	82-0074
茅野市中部保健福祉サービスセンター (ちの・米沢・中大塩地区)	〒391-0002 茅野市塚原2-5-45	82-0107	82-0108
茅野市北部保健福祉サービスセンター (湖東・北山地区)	〒391-0301 茅野市北山4808-1	77-3000	77-3001
下諏訪町地域包括支援センター	〒393-0092 下諏訪町162-4	26-3377	26-3322
富士見町地域包括支援センター	〒399-0214 富士見町落合11106-1	62-8200	62-8200
原村地域包括支援センター	〒391-0104 原村6649-3	79-7703	79-7093

●金銭の管理・財産保全などについてのお問い合わせ

事業者名	住 所	電話番号	FAX
岡谷市社会福祉協議会	〒394-0081 岡谷市長地権現町4-11-50	24-2121	24-3555
諏訪市社会福祉協議会	〒392-0024 諏訪市小和田19-3	52-2508	57-1231
茅野市社会福祉協議会	〒391-0002 茅野市塚原2-5-45	73-4431	73-8030
下諏訪町社会福祉協議会	〒393-0092 下諏訪町162-4	27-7396	27-0890
富士見町社会福祉協議会	〒399-0211 富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772
原村社会福祉協議会	〒391-0104 原村6649-3	79-7228	79-7093

1. 要介護認定の年齢別発生率

平成22年度



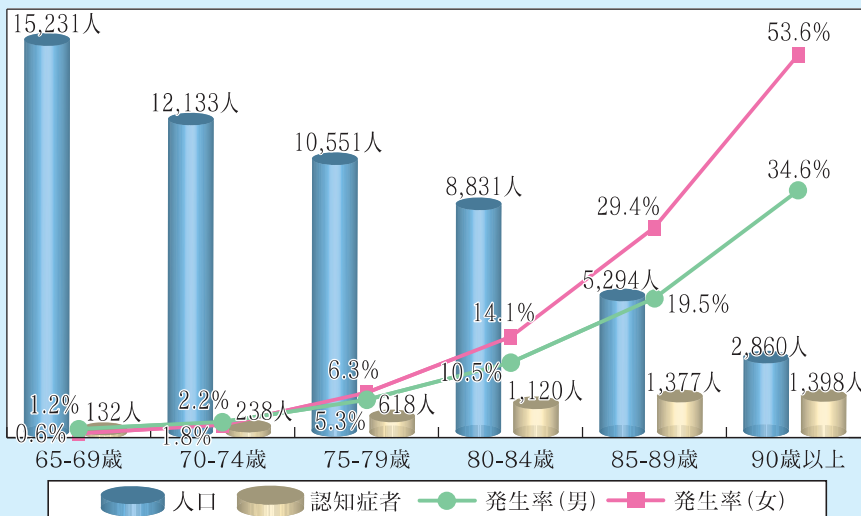
※男女別の要介護認定発生率は、75歳位までは男性がやや高く、それ以降は女性が徐々に高くなっています。

2. 要介護認定になる主な理由 (注) 平成19年度高齢者実態調査結果



3. 認知症の年齢別発生率 (注) 要介護認定を受けた認知症の方の人数

平成22年度

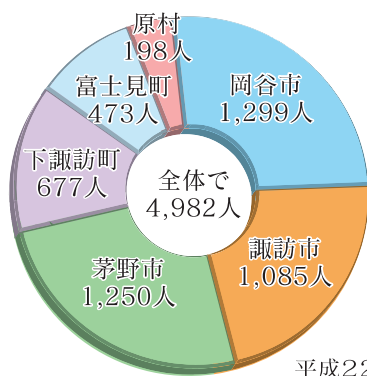


ここでいう「認知症者」とは、認知症自立度で判断能力の低下が認められるレベルⅡ以上の方を言います。

(注) 認知症自立度：「自立」「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」「Ⅴ」の6段階

※認定者のうちの61%、高齢者のうちの9%は認知症の方となっています。

4. 市町村別の認知症者数 (注) 第2号被保険者を含みます。



平成22年度

—地域の皆さんへ—

認知症の方を支える“杖”は様々ですが、馴染みの関係にある、皆さんという“杖”は、認知症の方と家族を支えるのに欠かせません。認知症を正しく理解し、温かく見守る応援者になりましょう。

市町村では、「認知症サポーター」（認知症を正しく理解し、温かく見守る応援者）の養成講座を実施しています。詳しくは、各市町村の介護保険担当課（10ページ参照）にお問い合わせください。

知っておきたい認知症の知識と相談先



認知症とは…

成人になってから起こる認知機能の障害で、普通の日常生活が困難になる「病気」です。
高齢者に多いことから、高齢化が急速に進んでいる現在、その対応が緊急の課題となっています。「認知機能」とは、わかりやすく言うと「物事を判断する能力」を言います。

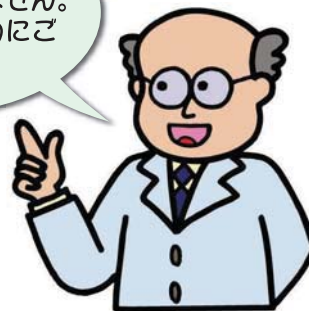
認知症かどうかのポイントは…

- ①記憶力の低下で忘れっぽくなる。
- ②認知機能障害で、人・場所・時間などの見当がつかなくなる。
- ③今までの生活を続けることが難しくなる。

周囲の人（家族など）から見た気づきのポイントは…

- ④以前と何かが違うと思うことがあるか。
- ⑤以前はできていたことで、出来なくなったことがあるか。
- ⑥その人らしくなくなったことがあるか。

恥ずかしくもみつともなくありません。
ためらわず早めにご相談ください。



早期診断と早期治療が有効です…

早期の診断と治療が認知症には大変有効です。そのため、「何か変だ」と感じたら、**主治医**やお近くの**認知症相談医**や**認知症専門医療機関**または、**精神科・神経内科・心療内科**などの受診が可能な診療所や病院にご相談ください。

【認知症相談医】：県が実施する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を受講した医師です。

【認知症専門医療機関】：県の指定を受けている認知症に関する医療相談や診断などを行う専門機関です。

《**諏訪圏域の認知症相談医**》*は、「認知症サポート医」（認知症相談医への支援・介護との連携の推進役）

市町村	医師氏名	医療機関名	電話番号	市町村	医師氏名	医療機関名	電話番号
岡谷市	笠原 忠夫	釜 口 医 院	22-2089	茅野市	矢 嶋 哲	矢 嶋 内 科 医 院	72-2048
	林 芳 久	つるみね共立診療所	22-6680		*池田輝明	池 田 医 院	73-0555
	林 家 資	林 外 科 医 院	28-1200		林 直 樹	往診クリニックちの	82-4104
	稲村いづみ	諏 訪 湖 畔 病 院	27-5500		土 橋 善 蔵	土橋整形外科歯科医院	72-3226
	片 倉 智	諏 訪 湖 畔 病 院	27-5500		知見秀雄	ともみ内科医院	82-0424
	高原 淑夫	諏 訪 湖 畔 病 院	27-5500		安藤親男	リバーサイドクリニック	72-7010
	向山隆志	諏 訪 湖 畔 病 院	27-5500		小口晋平	小 口 医 院	72-2619
諏訪市	宮坂圭一	宮 坂 医 院	52-1711	下諏訪町	前島辰弘	前 島 診 療 所	78-2324
	清水孝基	清 水 医 院	52-0975		眞田幸昭	眞 田 医 院	73-0731
	清水京子	清 水 医 院	52-0975		*木下真理子	諏訪共立在宅療養支援診療所	28-2646
	五味茂喜	五 味 医 院	52-1126		中根 叡子	諏 訪 共 立 病 院	28-2012
	林 晴彦	はやし小児科内科医院	53-7888		五味春人	諏 訪 共 立 病 院	28-2019
	菊池俊樹	きくち泌尿器科クリニック	78-1045	原 村	安藤公二	原 村 診 療 所	79-2716

《認知症専門医療機関》

医療機関	住 所	電話番号
諏 訪 湖 畔 病 院 (老人性認知症センター)	岡谷市長地小萩 1-11-30	27-5500

《認知症やその介護でお悩みの方の電話相談》

名 称	電話番号
認知症コールセンター	長野026-226-7830
認知症の人と家族の会長野県支部	飯田0265-29-7799 (月～金9:00～12:00)

介護保険10年のあゆみ
平成22年12月発行

諏訪広域連合介護保険課 長野県茅野市塚原二丁目6番1号（茅野市役所内）
TEL 0266-82-8161 FAX 0266-71-2071



諏訪広域連合

広報すわこういき

●岡谷市●諏訪市●茅野市●下諏訪町●富士見町●原村

～ ひびきあい みらいへ諏訪の 輪はひとつ ～

特 別 号

2011年1月

中南信消防広域化協議会からのお知らせ

消防の広域化は、現在の消防業務を統合して行い、組織運営の効率化、住民への消防サービスの向上と消防体制の基盤の強化を図ることを目的に、平成18年に国から「市町村消防の広域化に関する基本指針」が出され、都道府県単位の消防広域化推進計画として長野県は県内消防を中南信と東北信の2ブロックとする計画での検討となりました。

これにより、中南信の7団体(47市町村)で「中南信消防広域化協議会」を平成20年9月に設立し、「仮に中南信で消防本部を一本部化した場合の運営方法等の大まかな将来像」を「**広域消防将来ビジョン**」として策定しました。

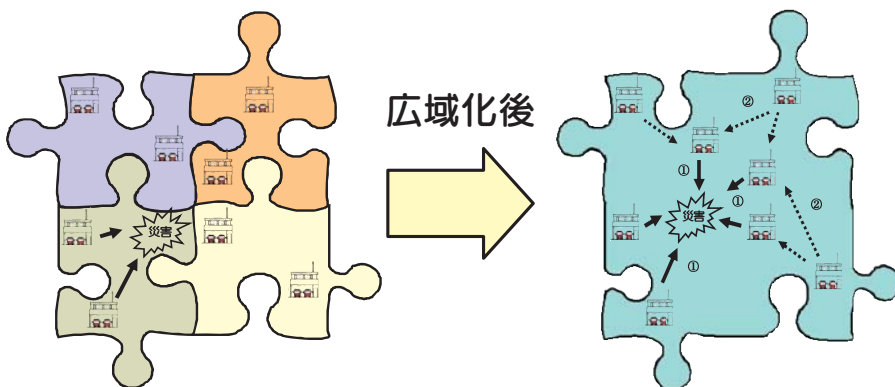
このビジョンを基に、諏訪広域連合として圏域を構成する市町村議会並びに住民の皆さまのご意見をお聞きしながら、他圏域と調整し、**消防広域化に向けての次のステップに向かうかどうかを検討していきます。**

なお、東北信ブロックでの消防広域化の検討は、現時点では平成24年度までの広域化は困難という結論となっています。



「広域消防将来ビジョン」の主な提案内容

- 中南信地域全体の消防の組織力を強化するため、統合して新たに広域連合を設立します。また、地域特性を考慮し、消防本部の分室として6つの地域ごとに方面本部を設置します。
- 119番の受信や消防車・救急車などを出動させる通信指令センターを1ヵ所に統合し、固定電話や携帯電話からの通報の際、発信地の位置が瞬時に分かる高機能な指令システムを導入し、災害地点により早く到着できるようにしていきます。
- 出動区域を見直し、災害現場に一番近い消防署から出動するようにします。また、近隣の消防署から複数の消防車両が出動可能となるほか、出動している消防署へのバックアップ体制も充実することができます。
- 消防本部や119番を受信するシステムを効率化することにより、現場活動要員の増強に努めます。
- 各種許認可や届出は、方面本部内で今までと同様に対応できるようにしていきます。
- 消防団との連携体制は、引き続き良好な関係を維持していきます。



※現在は、管轄区域の枠があり初動出動時の体制は必ずしも十分ではありません。また、応援できる消防隊等が不足することもあります。広域化することにより出動体制を充実させ、統一的な指揮のもと応援体制を強化し、大規模災害にも組織的に対応できる体制をつくっていきます。

将来ビジョン策定の趣旨

中南信消防広域化協議会では、中南信地域の7団体（47市町村）が1つの消防本部となった場合の、新たな消防本部の大まかな将来像となる「将来ビジョン」を、7団体それぞれが望むべき体制、可能な体制について意見を出し合って策定しました。

これは、あくまでも中南信地域で消防を一本部化した場合はどうかという前提で策定したものであり、このビジョンを基に関係市町村、議会、住民の皆さまに説明し、一定の理解が得られれば、協議会を構成する7団体で協議体制の充実等を検討し、消防組織法に基づく「広域消防運営計画」の策定に移行することとなります。

広域消防将来ビジョン

《中南信地域広域消防7団体》
〈市町村、議会、住民〉

判断

広域消防運営計画

合意

新しい消防本部体制へ

協議会開催の経過

- ・ 中南信消防広域化協議会設置 平成20年 9 月22日
- ・ 第1回協議会 平成20年 9 月22日
- ・ 第2回協議会 平成21年 2 月17日
- ・ 第3回協議会 平成21年 6 月29日
- ・ 第4回協議会 平成22年 2 月 8 日
- ・ 第5回協議会 平成22年 6 月28日
- ・ 第6回協議会 平成22年11月 4 日
- ・ 第7回協議会 平成23年 2 月開催予定



第6回中南信消防広域化協議会のようす

消防団との連携

1. 中南信地域の47市町村すべてに消防団が設置されていて、その消防力は全国でもトップレベルにあります。しかしながら、近年、少子高齢化や人口の減少、若者の地域社会活動離れなどにより、新規団員の確保が困難となっていて、消防団員は減少傾向にあります。
2. 出動関係では、消防団員の減少やサラリーマン化が進むなど、平日の昼間などの就業時間帯における出動団員の確保が困難となってきました。
3. 消防団への出動要請は、消防本部又は消防署の通信指令担当から行われていますが、その要請方法及び手段については、各消防本部の中でも様々な対応がされているところがあります。
4. 消防団と消防署との「顔の見える関係」を築きながら、従来から現場活動や訓練などが行われてきました。また、平時の火災予防活動などでの活躍は無論のこと、火災発生時には、常備消防より消防団の方が現場に早く到着できる地域も現に存在します。さらに多くの人員や機械力の投入が必要となる災害に対しては、消防団の活躍は大変重要な戦力となっています。
5. 消防団は今回の消防の広域化の対象とはされていませんが、消防団事務については、自賄い方式の諏訪広域消防本部では、消防署の職員が兼務としてその事務に従事しています。また、各地区の消防協会事務は県の地方事務所において行われています。

以上のことから、消防団との連携を継続するため、地域の実情に即した連携体制や消防団と消防署との「顔の見える関係」を継続し、また、出動要請の方法や事務調整の方法などの事項について十分に考慮していく必要があります。

諏訪広域連合は、この協議会に参画し、消防の広域化が地域住民の皆さまへの消防サービス向上にどのように貢献していけるのか、将来の消防の目指すべき姿を研究・協議しています。今後も広域化対象市町村（中南信 47 市町村）の協議状況を的確に把握した上で、慎重に協議を進めるとともに、機会をとらえ、住民の皆さまに消防の広域化について情報提供してまいります。

**「広域消防将来ビジョン」による
今後の消防広域化についての
パブリックコメントを募集します。**

電子メールアドレス

shobohonbu@suwawide-fd.jp

〈問い合わせ先〉

諏訪広域消防本部 Tel.0266-21-1190

☆「広域消防将来ビジョン」の詳細については、諏訪広域連合ホームページに掲載中ですのでご覧ください。
ホームページアドレス [http:// www.wide-suwa.net/suwakouiki/](http://www.wide-suwa.net/suwakouiki/)